

ものづくり AI パイロット事業

～ 募集要項 ～

令和 8 年（2026 年）5 月 11 日

滋賀県 商工労働部

イノベーション推進課

1. 事業概要

■ 事業目的

県内には、地域経済や生活を支える多くの中堅・中小企業が製造業を中心に存在しているが、近年は原材料・エネルギー価格の高騰や深刻な人手不足等により、生産性向上および付加価値の向上が喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、本事業では、県内中堅・中小企業（以下、県内企業という）に対して AI の「大規模導入」ではなく「小規模な初期導入（*1）」を支援します。本事業を通して、「パイロットモデル（*2）」を創出することで、この取組を通じて得られた成果を成果報告会セミナーにより県内に広く発信・共有し、自律的な AI 活用の促進と県内企業への波及を図ります。また、本事業を通して、省力化投資の促進と競争力の強化を進めるとともに、中小企業の「稼ぐ力」の向上につなげることを目的とします。

（*1）「小規模な初期導入」とは、効果検証やノウハウ蓄積を目的として、企業内における限定的な業務範囲や製造工程の一部に対して、AI 技術を試験的に運用する段階的な導入を示す。

（*2）「パイロットモデル」とは、小規模な初期導入の成果を導入事例としてまとめたモデルのことを指し、AI 導入を検討している企業や業種への AI 活用の拡大・展開を促進する参考事例を示す。

■ 実施体制

- ・ 【主催】滋賀県
- ・ 【事務局（運営受託者）】有限責任監査法人トーマツ

2. 募集概要

■ 対象

以下の条件を満たす企業を対象とします。

- 滋賀県内に本社または事業所がある企業であること
- 中堅企業（*1）または中小企業（*2）であること
- 製造業を営む企業であること（*3）

（*1）中堅企業（経済産業省定義より）

- ・ 中小企業よりも事業規模が大きい、従業員が 2,000 人以下の企業

（*2）中小企業（中小企業庁定義より）

- ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員
の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他
の業種（以下 ~ までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業
として営むもの

i. 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員
の数が 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主
たる事業として営むもの

ii. 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する
従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する
事業を主たる事業として営むもの

iii. 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する
従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を
主たる事業として営むもの

（*3）本事業における製造業の定義は、総務省が定義する製造業の定義に従うも
のとしします。（総務省定義より）

－ 製造業とは、下記の 、 の両方の条件を備えている事業所をいいます。

i. 新たな製品の製造加工を行う事業所であること

したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業
とはしない。なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）
を行う事業所は製造業に分類される。ただし、土地に定着する工作物につ
いては、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為
のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造
業に分類される。すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家
用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作
機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加
工と修理を行う事業所である。

ii. 新たな製品を主として卸売する事業所であること

ここでいう卸売とは次の業務をいう

- (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。
- (イ) 産業用使用者(工場, 鉱業所, 建設業者, 法人組織の農林水産業者, 各種会社, 官公庁, 学校, 病院, ホテルなど)に大量又は多額に製品を販売すること。
- (ウ) 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具, 病院, 美容院, レストラン, ホテルなどの設備, 産業用機械(農業用器具を除く), 建設材料(木材, セメント, 板ガラス, かわらなど)など}を販売すること
- (エ) 同一企業に属する他の事業所(同一企業の他の工場, 販売所など)に製品を引き渡すこと。上記()及び()の条件を備えた事業所が製造業に分類される。ただし, 自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合(製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している)には, 製造業に分類される。一方, 自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

■ 応募期間

- ・ 令和8年5月11日(月)から6月26日(金)13:00まで

■ 応募方法

- ・ 別紙「応募用紙」へ必要事項を記載のうえ、募集期限までに下記メールアドレス宛に提出してください。

【提出先メールアドレス】shiga-ai_pilot@tohatsu.co.jp

3. 事業内容

■ 支援内容

- 本事業に採択された県内企業に対して、AI 初期導入の実現と経営課題解決に向け、専属の担当メンターが以下の支援を実施します。
 - ・ AI 導入計画の策定支援
 - i. 企業の現状分析
 - 採択企業に対しヒアリングや経営者とのディスカッションを行い、採択企業の経営方針や事業形態、戦略等を勘案し、企業が抱える経営課題を具体化した上で、企業の AI 導入を推進するとともに、経営課題の解決に向けた助言を実施します。
 - ii. 分析結果に基づく、AI 導入計画の策定
 - 分析結果に基づき、導入すべきデジタルツールやスケジュール、効果指標等を具体的に示した計画の策定に向けた助言を実施します。
 - ・ AI 導入計画に基づいた小規模な初期導入支援
 - i. 小規模な初期導入のための伴走支援
 - 採択企業の生産性向上に繋げることを目的とした、AI の小規模な初期導入に向け、AI 導入計画を基にした、専門的な知見や助言を提供する、専属メンターによる伴走支援を月 1 回以上の頻度で実施します。
 - ii. 小規模な初期導入実施後の AI 導入計画のアップデート支援
 - 小規模な初期導入実施後に得られた成果や課題を整理し、採択企業に対するフィードバックと、AI 導入計画の再整理に向けた助言を実施します。
- 本事業に採択された県内企業に対して、以下の内容に記載する経費支援を実施します。
 - i. 目的
 - 本格的な収益力の獲得やデジタルトランスフォーメーションを推進するにあたり、中堅・中小企業においても AI をビジネスに実装することが今後重要となると想定されます。本事業では、自社事業の課題に対して AI を活用して解決することに挑戦し、成果創出を目指す事業に対して、AI サービス等の導入に係る経費支援を提供します。
 - ii. 補助対象者
 - 「ものづくり AI パイロット事業」に採択された事業者（5 社程度）
 - iii. 支援対象経費の上限
 - 1 件あたり 100 万円（消費税等抜き）を上限とします。

補助率は対象経費の 100%です。なお、事業費全体としてこの上限額を超えている事業も提案可能です。

「 .支援対象経費」で認める経費が支援対象であり、提案事業の内容に応じて支援対象経費が減額となる場合があります。

iv. 支援対象経費の期間

本事業の採択後から令和9年1月末までこの期間内に原則として納品・検収が完了し、かつ支払が完了している必要があります。なお、利用期間が複数年度にわたるリース契約やクラウドサービスの利用料等をまとめて対象期間内に支払った場合でも、経費支援の対象となるのは対象期間分の日割り（月割り）額となります。また、クレジットカードによる支払は、原則採択事業者の法人名義のカードによるもので、期間終了日までに口座からの引き落としが確認できることが必要となります。また、手形や小切手、ポイントにより支払った経費等は支援対象外となります。

v. 支援対象経費

本事業への応募に際し申請した提案事業で、採択期間を通じて具体化した AI 導入計画に基づく AI サービスの導入・利用、これに要するその他経費のうち、必要かつ適当と認める以下の経費とします。

区分	内容
ソフトウェア関連	外部ベンダー等への外注費
	開発環境・AI サービス等の設定費・利用料
	開発・改良に係るその他経費
その他	本提案事業の遂行にあたり、必要となる費用 支援費用の対象とするかは乙丙と協議のうえ決定する

支援対象経費は、本事業への申請に記載された提案事業ならびに採択期間を通じて詳細化された AI 導入計画に係る費用のみを支援対象とします
本提案事業に必要と判断すること経費であるかの特定が困難な、汎用性の高い備品や PC、社内人件費等は対象外とします

■ 全体スケジュール（予定）

内容	日程
募集期間	令和8年5月11日（月）～ 6月26日（金）13:00 まで
事業説明会	6月3日（水）14:30～17:00
一次審査結果通知（書面審査）	7月3日（金）
面談審査時のプレゼン資料提出（*1）	7月24日（金）13:00 まで
二次審査（面談・プレゼン審査）	7月29日（水）

採択企業決定通知	7月31日(金)
AI導入計画の策定支援	令和8年8月3日(月)～ 令和9年1月29日(金)
AI導入計画に基づいた小規模な初期導入支援	
経費支援	
成果報告会	2月上旬

上記スケジュールは変更する可能性があります。

(*) 詳細は一次審査結果通知(書面審査)と合わせて案内します。

4. 審査基準

- 書面審査と面談・プレゼン審査を通じて、以下基準により、5社を選定する予定です。

項目	審査内容
経営課題解決への意欲	-現在抱えている経営課題を特定できているか
	-課題と認識している理由を説明できるか
	-経営課題に対して現時点で何かしらの施策を実施しているか
	-施策のモニタリング・改善を行っているか
AIへの関心・理解	-AI導入に関心を持っており、自身でツール等を調べたことがあるか
	-具体的なツール名を挙げられるか
	-AI導入の効果として、現実的な効果を想定しているか
実現可能性(完遂力)	-事業への参加に関する背景は何か
	-経営課題の解決の先にどのような世界観を描いているか
	-本プログラムの完遂に向け工数を避けるか (人員の部署等は問わない)
	-意思決定権を有するか

5. 留意事項

- 本事業を確実に実行できるよう、本事業の責任者は、経営者または AI システムの導入を進めるうえでの決裁権限等を有する方の参加を必須とします。
- 本事業で実施する専属メンターとの面談や AI ベンダーとの面談、成果報告会には原則、参加が必要となります。
成果報告会には現地参加が原則となります。
- 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合且つ、その補正に応じない場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他県及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ その他、不正な行為があった場合
- 本事業の受講に不適切であると県、運営受託者が判断した場合には、本事業の受講を途中で中断していただく場合がありますので、ご注意ください。
- 応募にあたって提供いただく個人情報を含む応募情報は、本事業の実施にあたって必要な範囲で、滋賀県及び運営受託者または外部審査員（以下、「県及び運営受託者等」という。）において共有・利用します。また、応募者から収集した個人情報を事前の承認なく県及び運営受託者等以外の第三者には提供しません。
- 採択企業の審査及び選定は、県及び運営受託者等が行います。
- 審査経過・審査結果等に関する問い合わせには、応じることができません。
- 滋賀県及び運営受託者が採択企業の事業計画の適正性等について、一切の保証を行うものではありません。
- AI 導入計画に定める自社の AI サービス導入に係らない、本事業の成果報告会等に参加する際の採択企業社員の旅費や実証実験等により発生する費用については、本事業の経費対象外であり、採択企業に負担いただきます。
- 自社の未公開情報や機密情報等の開示又は公表はしないようにしてください。また、自社の費用と責任において厳重に管理してください。未公開情報や機密情報等の漏洩又は流出について、本事業の主催者及び運営受託者等は一切の責任を負いません。
- AI サービスの導入は採択企業の責任を持って実施いただくものとし、AI サービスの導入に関する成果物や効果に対して、県及び運営受託者等は一切の責任を負いません
- 成果報告会等において開示または公表した内容は事業者名、事業概要等と併せてパンフレットや WEB サイト等で紹介する可能性があります。
- 本事業を通じて知り又は知り得た情報（他採択者の発表内容等を含みます）につき、第三者に対して開示又は漏洩しないでください。

6. 問い合わせ先（運営受託者）

本募集に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

有限責任監査法人トーマツ

監査・保証事業本部 関西アドバイザリー 地域未来創造室

【担当】ものづくり AI パイロット事業 運営事務局

【担当者】西岡、青木

【メール】shiga-ai_pilot@tohmatu.co.jp